

新規（更新）にパスポートを取得して、宮崎空港発着の国際定期便（ソウル線・台北線）を利用する県民の方を対象に、パスポート取得（更新）に要した費用の一部を支援します！

※お1人様1回限り

○期間：平成31年4月1日出発便～平成32年3月31日到着便

（帰国日が翌年度4月1日以降になる場合は、片道のみについても補助対象となりません。）

※計画書の受付順とし、予算の上限に達した時点で終了します。

※パスポート取得費用に対し直接支援するものではなく、旅行代金からの割引になります。

〈宮崎空港国際線パスポート取得支援事業〉

#### 【支援内容】

パスポート取得に要した経費（旅行商品からの割引）

(1) 宮崎空港往復利用の場合

○12歳以上・・・4,000円

パスポート取得の際の手数料が11,000円（10年用の場合は16,000円）の場合

○12歳未満・・・2,000円

パスポート取得の際の手数料が6,000円の場合

(2) 宮崎空港片道利用の場合

○12歳以上・・・2,000円

パスポート取得の際の手数料が11,000円（10年用の場合は16,000円）の場合

○12歳未満・・・2,000円

パスポート取得の際の手数料が6,000円の場合

(3) 29歳以下割引

○パスポート取得時の年齢が29歳以下の場合は、往復・片道に関わらず、2,000円の追加割引

※お1人様1回限りの支援となります。

※5年用、10年用に関わらず一律の支援となります。

※宮崎空港振興協議会で実施している、「国際線グループ交流促進補助金」との併用は可能ですが、「グローバル人材育成海外教育研修補助金」及び「ビジネスサポート補助金」との併用はできません。

#### 【対象者】

次の全ての要件を満たす必要があります。

① 平成31年1月1日以降に発行されたパスポート（日本国旅券）を受領した宮崎県民の方。

- ② 4月1日～3月31日の間に、宮崎空港発着国際定期便（ソウル線、台北線）を利用する方（最終の渡航先は問いません）。
- ③ 旅行会社で販売している旅行商品、航空券を購入された方。

（その他）

- ※ 出発後の申込はできません。
- ※ 一部旅行会社において、お取扱できない場合があります。
- ※ 公費による渡航は対象となりません。
- ※ 期間中であっても、予算に達した時点で終了する場合があります。
- ※ 国際定期便と同一路線を運航する国際チャーター便は原則として対象となりません。ただし、定期便と同じ航空会社が運航する場合は、臨時便扱いで対象となります。
- ※ 年度をまたぐ渡航は対象となりません。（帰国日が翌年度4月1日以降になる場合は、片道のみについても対象となりません。）

#### 【お申し込み方法】

旅行ご予約の際に、平成31年度「宮崎空港国際線パスポート取得支援」申込書にご記入いただき、パスポートの写しを添付の上、旅行会社へお申し込みください。その際、宮崎県民であることが分かるもの（運転免許証・健康保険証等）及びパスポートをご持参ください。

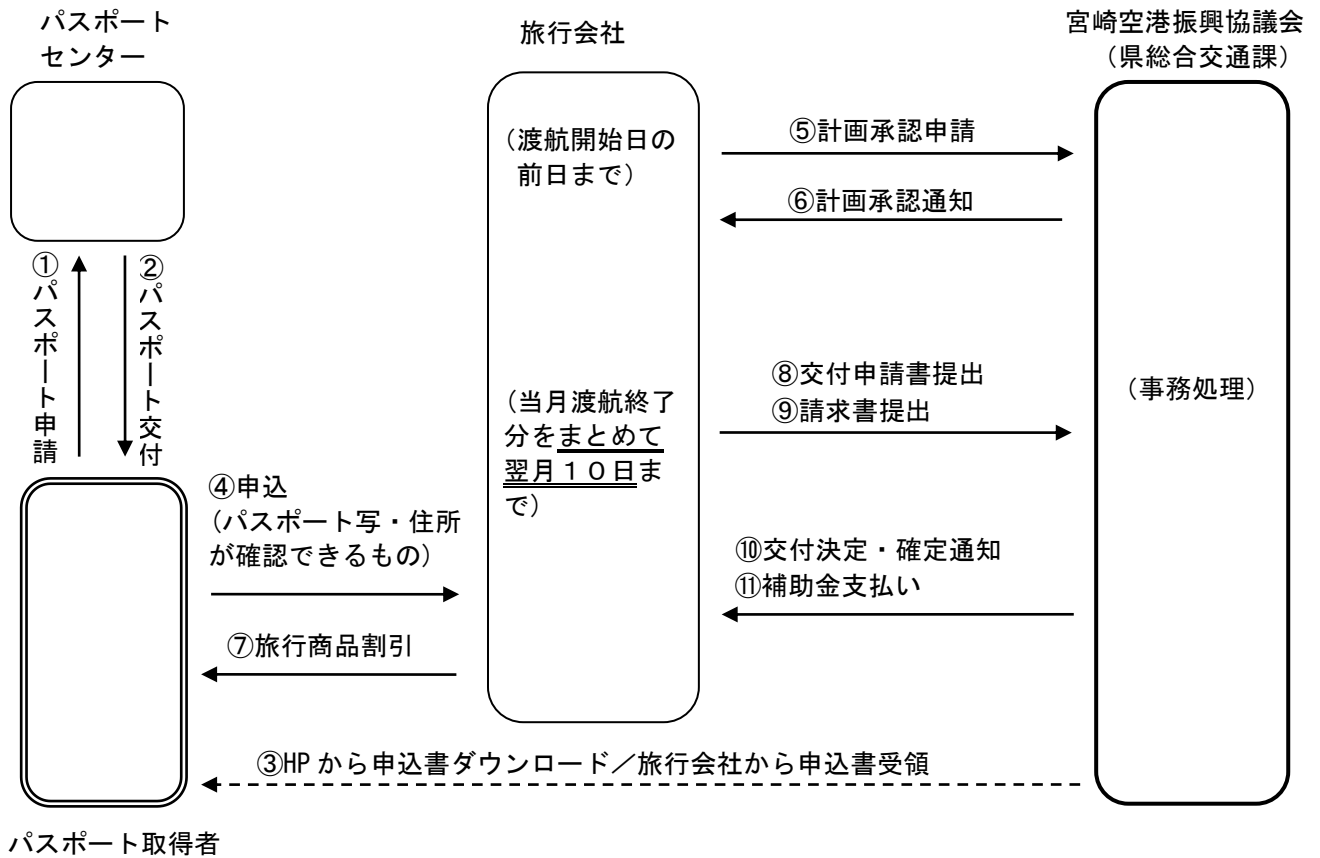
詳しくは、下記事務局にお問い合わせください。

○宮崎空港振興協議会／事務局

〒880-8501 宮崎市橘通東2-10-1 宮崎県総合政策部総合交通課内

TEL:0985-26-7038 FAX:0985-24-1383 URL <http://www.miyazaki-apc.jp>

## ■ パスポート取得支援補助金の申請手続きと注意事項



- (注意事項)
- ① パスポート取得者の方が直接申請することはできません。
  - ② 旅行会社が行う交付申請は、各月の渡航終了分をまとめて翌月10日までの提出が必要です。  
 (例) 平成31年4月渡航終了分の提出期限 → 平成31年5月10日まで  
ただし、平成32年3月渡航終了分の申請書提出期限は、平成32年3月31日とします。